

平成 28 年度 公共建築物における木材の利用の 促進に向けた措置の実施状況の取りまとめ

平成 30 年 3 月 16 日
農林水産大臣、国土交通大臣

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 7 条第 7 項に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（平成 22 年 10 月 4 日 農林水産省、国土交通省告示第 3 号。以下「基本方針」という。）第 3 の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容、当該目標の達成状況その他の基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を取りまとめたので、当該実施状況を踏まえて講ずべき措置と併せ公表する。

（基本方針）

第 3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

国は、その整備する公共建築物のうち、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則として全て木造化を図るものとする。

また、国は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口等のほか、記者会見場、大臣その他の幹部職員の執務室など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進するものとする。

さらに、木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、CLT、木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に取り組むものとする。

加えて、国は、その整備する全ての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

なお、国がその整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、全てのものをグリーン購入法第 6 条第 1 項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとすることを目標とする。

I 基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況

1 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容

平成 28 年度の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容については、以下のとおりである。

(1) 「公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議」の開催

(平成 28 年 11 月 21 日)

各省各庁が参集し、法に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の検討等を実施するとともに、木材利用の取組に関する情報提供を実施した。

(関係省庁等会議構成員)

衆議院、参議院、最高裁判所、内閣府、金融庁、宮内庁、警察庁、公正取引委員会、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、人事院、会計検査院

2 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況

平成 28 年度の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況については、以下のとおりである。

(1) 低層の公共建築物の木造化について

平成 28 年度においては、基本方針で積極的に木造化を促進するとされている低層（3 階建て以下）の公共建築物等が全体で 97 棟、合計延べ面積 13,816 m²が整備された。

このうち、木造で整備を行った公共建築物は 42 棟、合計延べ面積 7,282 m²であった。概要は表 1 のとおりである。

なお、木造以外の構造とした主な理由は、次のとおりである。

- 当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断された建築物であること。その理由として、
 - ・点検等のためのクレーンが必要な施設で重荷重を持たせる構造とする必要がある
 - ・防疫所の植物栽培用のガラス温室で薬剤等による清掃で、多量の水を使用することから、耐久性が要求される
 - ・観測用の設備機器を収納する施設で精密機器類の保護を確実にする必要がある
- などが挙げられている。

表1 木造で整備を行った公共建築物^注

省庁名	用途	棟数	合計延べ面積 (m ²)
最高裁判所	自転車置場	3	19
警察庁	警備派出所	1	2
	渡り廊下	1	9
財務省	自転車置場	3	31
厚生労働省	体育館更衣室	1	25
	車庫	1	130
農林水産省	倉庫	3	288
	庁舎、森林事務所	2	258
	車庫	1	125
国土交通省	公園施設（展示施設、管理棟、学習施設、便所）	6	983
	道路施設（道の駅、倉庫、駐車場）	6	2,322
	車庫	3	157
	庁舎	2	843
	自転車置場	1	6
環境省	公園施設（事務所、休憩所、体験施設、展示施設、便所、ごみ置場、駐車場）	8	2,084
合計		42	7,282

注：国が整備する公共建築物のうち、木造化（構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用すること。）したもので平成28年度に完成したものを示す。

【平成 28 年度に木造で整備を行った主な公共建築物】

(() 内は、順に所在地、階数、延べ面積を示す。)

(※印 各府省等の所管の施設で国土交通省が整備を行ったもの)

○ 最高裁判所

那覇地家裁石垣支部 自転車置場※ (沖縄県石垣市 平屋建て 13 m²)



○ 警察庁

青森県警察学校 渡り廊下
(青森県青森市 平屋建て 9 m²)



皇宮警察本部葉山庁舎派出所
(神奈川県葉山町 平屋建て 2 m²)



○ 財務省

柏原税務署 自転車置場 (兵庫県丹波市 平屋建て 10 m²)



○ 厚生労働省

国立療養所長島愛生園 車庫 (岡山県瀬戸内市 平屋建て 130 m²)



○ 農林水産省

中央合同庁舎第1号館 南別棟※ (東京都千代田区 平屋建て 247 m²)



○ 国土交通省

淀川河川公園背割堤地区 管理棟 (京都府八幡市 平屋建て 606 m²)



○ 国土交通省

道の駅「慈恩の滝くす」 (大分県玖珠郡玖珠町 平屋建て 163 m²)



○ 環境省

恩根内ビジターセンター (北海道阿寒郡鶴居村 平屋建て 576 m²)



○ 環境省

南三陸・海のビジターセンター (宮城県本吉郡南三陸町 2階建て 991 m²)



(2) 内装等の木質化について

平成 28 年度に内装等の木質化を行った公共建築物の総数は、合計 189 棟であった。
概要は表 2 のとおりである。

表 2 内装等の木質化を行った公共建築物 ^{注1}

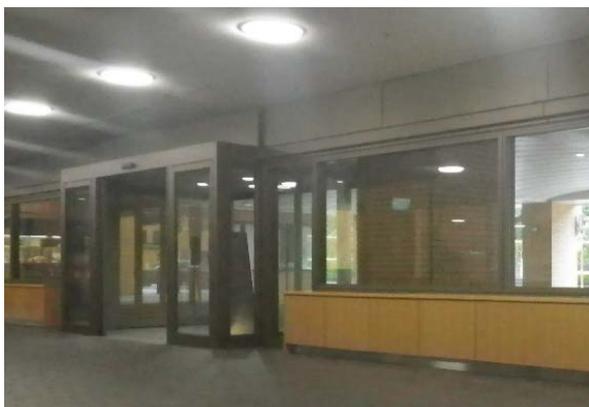
省庁名	新築等で 木質化を行った棟数 ^{注2}	模様替えて 木質化を行った棟数	合計棟数
参議院	0	1	1
最高裁判所	7	8	15
内閣府	0	1	1
金融庁	0	1	1
宮内庁	0	1	1
警察庁	6	8	14
法務省	18	0	18
財務省	1	14	15
文部科学省	1	0	1
厚生労働省	3	3	6
農林水産省	6	5	11
経済産業省	0	1	1
国土交通省	15	7	22
環境省	2	1	3
防衛省	31	47	78
人事院	0	1	1
合計	90	99	189

注 1 : 国が整備する公共建築物のうち、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用したもので平成 28 年度に完成したもの。

注 2 : 新築等で木質化を行った棟数は、木造で整備を行った公共建築物の棟数は除いたもの。

【平成 28 年度に内装等の木質化を行った主な公共建築物】

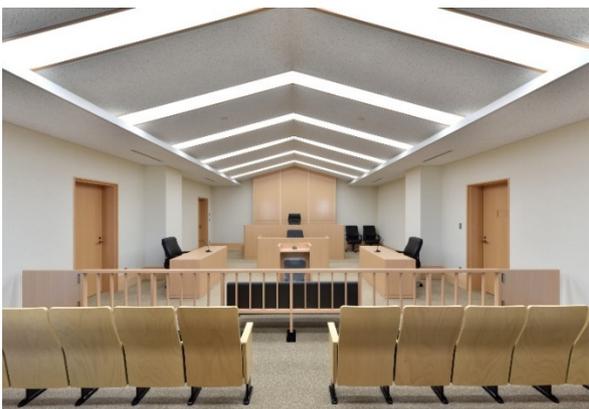
- 参議院 麹町議員宿舎
(使用部位：ファンコイルカバー)



- 最高裁判所 松江地家裁西郷支部
(使用部位：壁)



- 最高裁判所 函館地家裁江差支部
(使用部位：法廷 壁・法廷家具)



- 内閣府 中央合同庁舎第 8 号館
(使用部位：渡り廊下 壁)



- 金融庁 中央合同庁舎第 7 号館
(使用部位：受付カウンター・扉)



- 宮内庁 赤坂宿舎第 17 号建物
(使用部位：床)



○ 警察庁 千葉県警察学校 炊食浴棟

(使用部位：床、ロッカーボックス)



○ 警察庁 千葉県警察成田国際空港警備隊
警備犬舎事務所

(使用部位：カーテンボックス)



○ 法務省 国際法務総合センター アジ研・法総研棟

(使用部位：会議室 天井・エントランス 壁)



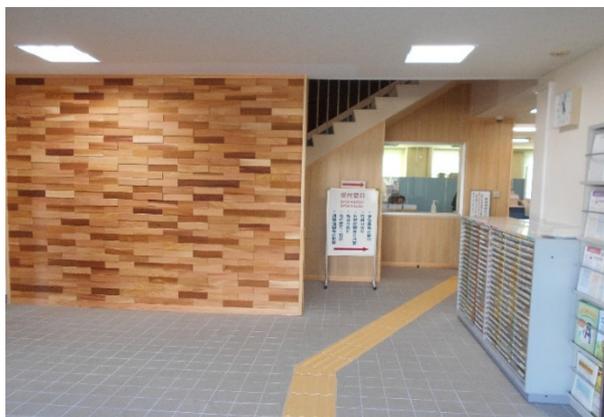
○ 財務省 千葉西税務署

(使用部位：腰壁)



○ 財務省 島田税務署

(使用部位：壁)



- 文部科学省 日本芸術院美術品収蔵庫
(使用部位：床)



- 厚生労働省 国立療養所東北新生園
福祉職員更衣棟
(使用部位：腰壁)



- 管理棟
(使用部位：腰壁)



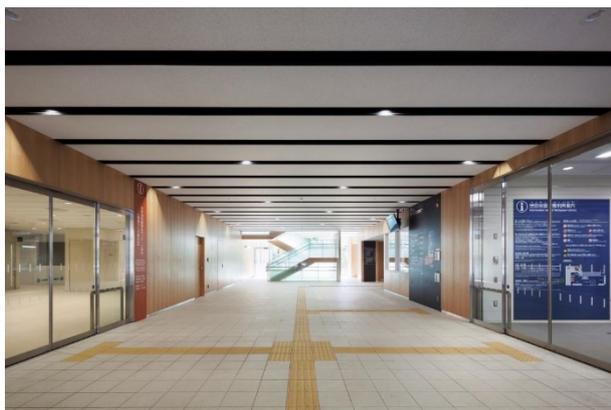
- 農林水産省 九州森林管理局
(使用部位：壁)



- 農林水産省 兵庫森林管理署
姫路森林事務所
(使用部位：床、腰壁)



○国土交通省 世田谷地方合同庁舎
(使用部位：エントランス壁)



○国土交通省 奈良地方気象台
(使用部位：エントランス壁)



○ 経済産業省
(使用部位：渡り廊下 コーナーガード)



○ 環境省 小笠原世界遺産センター
(使用部位：床、什器類)



○ 防衛省 市ヶ谷託児所
(使用部位：床、腰壁)



○人事院 中央合同庁舎第5号館別館
(使用部位：スロープ)



表3 国が整備する公共建築物における木材利用推進状況

整備及び使用実績	単位	26年度	27年度	28年度	備考 (対前年比)
基本方針において積極的に木造化を促進するとされている低層（3階建て以下）の公共建築物等 ^{注1}	棟数【A】	93	104	97	93.3%
	延べ面積（㎡）	10,704	10,180	13,816	135.7%
うち、木造で整備を行った公共建築物	棟数【B】	32	60	42	70.0%
	延べ面積（㎡）	4,047	3,708	7,282	196.4%
うち、各省各庁において木造化になじまない等と判断された公共建築物	棟数	61	44	55	125.0%
木造化率（B/A）		34.4%	57.7%	43.3%	75.1%
内装等の木質化を行った公共建築物 ^{注2}	棟数	172	186	189	101.6%
木材の使用量 ^{注3}	m ³	2,705	2,327	3,689	158.5%

注1：基本方針において積極的に木造化を促進するとされている低層の公共建築物等とは、国が整備する公共建築物（新築等）から、以下に記す公共建築物を除いたもの。

- 建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物
- 当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されると例示されている公共建築物
 （例示）・災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設
 ・刑務所等の収容施設
 ・治安上又は防衛上の目的から木造以外の構造とすべき施設
 ・危険物を貯蔵又は使用する施設等
 ・伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物
 ・博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設

○法施行前に非木造建築物として予算化された公共建築物

注2：木造で整備を行った公共建築物の棟数は除いたもので集計。

注3：当該年度に完成した公共建築物において、木造化及び木質化による木材使用量。木造で整備を行った公共建築物の内、使用量が不明なものは、0.22m³/㎡で換算した換算値。また、内装等に木材を使用した公共建築物で、使用量が不明なものについての木材使用量は未計上。

(3) 木材を原材料として使用した備品及び消耗品と木質バイオマスの利用について

木材を原材料として使用した備品及び消耗品の調達状況並びに木質バイオマスを燃料とした暖房器具、ボイラーの設置状況については、表4、表5のとおりである。

なお、木材を原材料として使用した備品及び消耗品が調達できなかった理由は、次のとおりである。

- 紙類・文具類の調達では、古紙配合品を優先しているため
- 要求する仕様を満たす製品がないため
- 機能、性能上の必要性から
- 競争入札の結果、他の製品を購入することになったため
- グリーン購入法適合品で、より安価なものを調達しているため
- 耐久性を考慮したため
- 既製品との調和のため 等

表4 木材(間伐材・合法木材)を原材料として使用した備品及び消耗品の調達状況(全体集計)

使用実績		単位	平成27年度			平成28年度			備考 (対前年比)		
			総調達量	左記のうち木材を使用した製品の調達量	木材を使用した製品の調達率	総調達量	左記のうち木材を使用した製品の調達量	木材を使用した製品の調達率	総調達量	左記のうち木材を使用した製品の調達量	木材を使用した製品の調達率
紙類	コピー用紙	kg	30,637,391	20,864,073	68.1%	31,090,387	24,083,157	77.5%	101.5%	115.4%	113.7%
	印刷用紙	kg	6,258,636	6,012,717	96.1%	1,265,648	1,137,900	89.9%	20.2%	18.9%	93.6%
文具類	ファイル	冊	9,120,019	7,624,959	83.6%	7,397,574	5,906,766	79.8%	81.1%	77.5%	95.5%
	事務用封筒(紙製)	枚	145,484,723	127,237,440	87.5%	77,009,187	60,658,847	78.8%	52.9%	47.7%	90.1%
オフィス家具等	机	台	22,539	5,495	24.4%	22,465	6,221	27.7%	99.7%	113.2%	113.6%
	棚	連	9,474	1,165	12.3%	8,500	1,407	16.6%	89.7%	120.8%	134.6%
	収納用什器(棚以外)	台	21,745	3,863	17.8%	20,797	8,036	38.6%	95.6%	208.0%	217.5%
	ローバー ディスプレイ	台	5,775	559	9.7%	6,104	571	9.4%	105.7%	102.1%	96.6%

注：木材を使用した製品とは、間伐材・合法木材を原材料として使用した製品。

表5 木質バイオマスを燃料とした暖房器具、ボイラーの設置状況 (単位：基)

	設置累計		新たな設置		既存施設からの廃止	
	暖房器具	ボイラー	暖房器具	ボイラー	暖房器具	ボイラー
合計	291	5	15	0	17	1
農林水産省	110	0	1	0	1	0
国土交通省	2	1	0	0	0	0
環境省	179	4	14	0	16	1

注：各省各庁が所管する公共建築物において、木質バイオマスを燃料とする暖房器具、ボイラーの設置数等を計上

3 その他

(1) 国における取組

① 宮内庁における木材利用の促進の取組

宮内庁では、公共建築物に求められる機能や性質、関係法令及び維持管理を含むコスト等を勘案しつつ、木造化及び内装の木質化並びに木質バイオマスの利用等、木材の利用促進に努めている。

② 事業企画、計画段階での木材利用促進に関する取組

財務省では、国土交通省から毎年8月に、各省各庁営繕計画書に関する意見書が送付された際、財務本省から各組織に対して、意見内容（木造利用促進の観点から構造種別について要検討）の周知・指導を実施している。

③ 設計段階での木材利用促進に関する取組

東京国税局では、設計業務仕様書に「木材利用の促進について」という項目があり、直接又は間接的に来庁者の目に触れる機会が多い部分（玄関ホール、署長（応接）室、会議室等の天井・壁面（腰壁）等）について、コスト面を考慮した上で、可能な限り木材利用を設計時に検討するよう促している。さらに食堂及び厨房改修工事については、木製腰壁を設置することを標準仕様としている。

④ 公立学校施設の整備における木材利用の促進の取組

文部科学省では、公立学校施設の木造建物の整備や内装の木質化に対して国庫補助を実施した。特に、地域材を活用して木造施設を整備する場合や、環境を考慮した学校施設(エコスクール)として認定を受けて内装木質化を行う場合、国庫補助単価の加算措置を実施した。

また、木材利用の取組の一助となるよう、都道府県、市町村担当者、学校関係者、設計者等を対象にした講習会を開催した。

⑤ 都道府県担当者を対象とした会議等における木材利用促進の周知

厚生労働省では、木材利用の積極的活用を図るものを優先的に補助採択する旨を、社会福祉施設の整備方針として周知した。

都道府県担当者を対象とした会議等の場において、社会福祉施設や診療所等における木材利用の促進を要請した。

⑥ 低コストで合理的な木造公共建築物の整備等に対する補助事業

林野庁では、地域材を利用し、設計上の工夫や木材調達を通じた、低コストで合理的な木造公共建築物の工事費等に対する支援、設計段階からの技術支援、整備資金の借入に係る利子助成を実施した。

また、大規模な木造建築の実現に必要な新たな建築部材の開発に対する支援を実施するとともに、木造建築設計・施工の担い手育成に対する支援等を実施した。

⑦ 木材の適切な供給の確保に関する取組

林野庁では、林業の生産性の向上に向けて、施業を集約化し、計画的に搬出間伐を行う者に対する支援を行ったほか、林道等の路網整備等を実施した。

また、需要者ニーズに的確に対応した地域材の安定的・効率的な供給体制の構築や、地域材の競争力強化に資する木材加工流通施設の整備への支援や、地域材の差別化・信頼性向上を図るため、合法木材の普及のための研修の実施などの支援を行った。

⑧ 地方公共団体に対する働きかけ等

林野庁では、法に基づく市町村方針が未策定の一部の市区町を訪問し、木材利用について直接働きかけを行ったほか、都道府県を通じて間接的に、法の趣旨の浸透や市町村方針の策定への働きかけを行った。

また、全都道府県に対して、法律に基づく公共建築物への木材利用の取組状況に関するアンケート調査を実施し、その結果や先進的な取組等を取りまとめ、都道府県・市町村に提供した。

さらに、近年建設された公共建築物における木材利用のモデル的な事例を収集・整理して優良事例集を作成し、地方公共団体等に広く配布を行い、ホームページで公表した。

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/index.html#公共木造優良事例集>

加えて、国土交通省の建築着工統計を元に都道府県別の公共建築物の木造率を試算して公表するとともに、都道府県に対し、公共建築物への木材利用の一層の促進について働きかけを行った。

⑨ 「木造計画・設計基準及び同資料」の改定

国土交通省では、木造に関する建築基準法の改正、新技術・新工法の開発など、木造建築物の環境の変化に対応することで、公共建築物における木材利用の一層の促進を図ることを目標とし、基準の改定を行った。

⑩「木材を利用した官庁施設の適正な保全に資する整備のための留意事項（案）」の公表

国土交通省では、官庁施設における木材利用をより一層進めるために、木造建築物の耐久性や保全性に関する情報を収集、整理し、木材を利用した官庁施設の保全等の参考となる資料をとりまとめて公表した。

⑪「木材利用推進研修」の実施

国土交通省では、公共建築分野において木材の利用が更に促進されるように、木材の利用を担う人材の育成を目的とした「木材利用推進研修」（国土交通大学校）を実施した。

⑫ CLT を用いた建築物の一般的な設計法の策定

国土交通省では、CLT（直交集成板）を用いた建築物が一般的に建てられるようにするため、林野庁とも連携しながら、地震に対する安全性を検証する実験等を実施し、その成果をふまえ、建築基準法に基づく CLT を用いた建築物の一般的な設計法（平成 28 年 4 月 1 日）に関する告示を公布・施行した。

⑬ 先導的な設計・施工技術を導入する木造建築物の整備に対する補助事業

国土交通省では、構造・防火面における先導的な設計・施工技術を導入する木造建築物等の整備に対する補助制度により、店舗や事務所等の木造建築物等の整備を支援した。

⑭ 地産地消の木材利用（木材利用の促進）

環境省では、温根内ビジターセンター（北海道阿寒郡鶴居村）の建替に当たっては、その構造材等には地元鶴居村及び道東地区産カラマツの集成材を使用し、屋外デッキ部には道東産トドマツ材を使用した。積極的に地域材を使い、構造材としてのカラマツ大断面集成材を現しで用いることで、施設の利用者に対し地域材の活用と木造建築物としての強い印象づけ効果を期待した。

⑮ 自然公園等施設における木材利用（木材利用の促進）

環境省では、地方公共団体が行う国立公園、国定公園等整備事業に対し自然環境整備交付金等を交付して支援を行っている。平成 28 年度に交付金事業で地方公共団体が整備した施設のうち、公衆便所、休憩所等の木造建築物は 20 棟で木材使用量は 131.9 m³、柵、木道、段差工、標識類等工作物での木材使用量は 557.9 m³であった。

また、環境省が直轄事業により国立公園内で整備した施設については、上記各項目

記載の公共建築物以外に、柵、木道、段差工、標識類等工作物での木材使用量は 347.4 m³であった。

⑩ 公共建築物における木材利用の情報提供を行うためのホームページを充実

林野庁：<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/index.html>

国土交通省：http://www.mlit.go.jp/gobuild/mokuzai_index.html

(2) 地方公共団体等における取組

○ 地方公共団体の方針策定状況

法第4条において、「地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。」とされている。

また、法第8条では、「都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下、「都道府県方針」という。）を定めることができる。」としている。

さらに、法第9条では、「市町村は、都道府県方針に即して、当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下、「市町村方針」という。）を定めることができる。」としている。

都道府県方針については、平成24年3月に、47都道府県全てで策定されたところである。市町村方針の策定数は1,561（平成29年12月末時点）となり、参考1のとおりである。

また、地方公共団体等において公共建築物の木造化等に取り組んだ事例は参考2のとおりである。

II 実施状況を踏まえて講ずべき措置

1 国が講ずべき措置

平成28年度の実施状況を踏まえ、公共建築物における木材の利用のより効果的な促進に資するよう講ずべき主な措置は、以下のとおりである。

- (1) 各省各庁は、各省計画に従って国が整備する公共建築物における木材の利用を確実に推進するとともに、建築物における木材の需要の拡大のため、CLT等の新たな木質部材の活用に努める。さらに、独立行政法人等、関係機関に対して木材の利用に関して積極的な働きかけを行う。

農林水産省及び国土交通省は、公共建築物の木造化等の取組が確実に実施されるよう、「公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議」を適宜開催し、施設整備主体への働

きかけや新たな取組事例の情報提供などを行う。

また、国土交通省は、予算要求段階において各省各庁の営繕計画書に関する意見書制度を活用するなど、より一層の木造化、内装等の木質化の実施について働きかける。

- (2) 各省各庁における木材を原材料として使用した備品及び消耗品の調達について、木製品の対象となる製品の情報が少ないことから、農林水産省は、各省各庁に対し各種資料の提供など積極的な情報提供に努める。また、備品及び消耗品のメーカーに対しては、法の趣旨を説明し、木材を原材料とした製品の充実を働きかける。

2 国が地方公共団体等に対して講ずべき措置

地方公共団体等における取組状況を踏まえ、国が地方公共団体や関係業界団体等に対して講ずべき主な措置は、以下のとおりである。

- (1) 市町村方針については、林業関係の専門性を有した職員が少ない場合も多いことから木材利用に関する疑問点等についてアドバイスをを行い、より多くの市町村が方針を策定するよう積極的に働きかける。

特に、都市部の市町村に対しては、方針策定の働きかけに加え、都市と地域の連携による、都市部における木材利用の意義に関する普及啓発や、公共建築物等の非住宅における内装木質化、オフィス家具等の木材製品の導入の働きかけを積極的に行う。

- (2) 地方公共団体のニーズ等を把握し、公共建築物の木造化・木質化に向けた取組が効率的に進められるよう、技術支援等の必要な情報を提供する。
- (3) 国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物の整備主体に対し、木材の利用について積極的な働きかけを行う。
- (4) 公共施設の整備を行っている関係業界団体等の掘り起こしを行い、各種説明会や会議等の場を通じて法に関する取組を周知徹底する。
- (5) 間伐材等の木材を使用した備品及び消耗品などの調達について、地方公共団体等に対し、積極的な調達に努めるよう働きかけを行う。

【参考2】

地方公共団体において公共建築物の木造化等に取り組んだ事例

(平成29年度優良木造施設コンクール(木材利用推進中央協議会主催)の受賞施設から)

○ 訓子府町幼保連携型認定こども園「わくわく園」(林野庁長官賞)

- ・ 施主 : 北海道常呂郡訓子府町
- ・ 特徴 : 構造部材として町有林のカラマツ・トドマツの小断面集成材を使用し、単一化した部材を連結した簡易構造とすることで、コスト低減と施工手間の削減を実現している。また、内装に木の柱や梁を露出させることで、園児に木材・木製品に親しむ場を提供している。



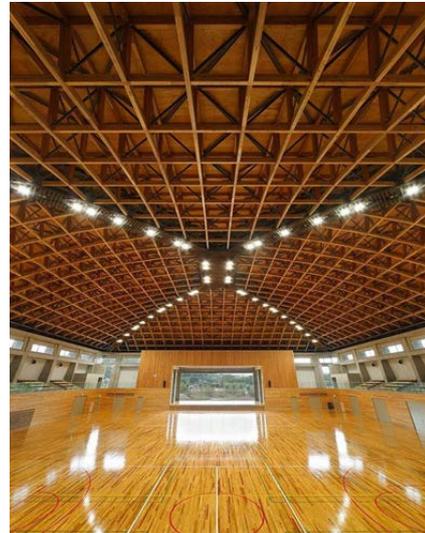
○ ねばねの里「なごみ」(木材利用推進中央協議会会長賞)

- ・ 施主 : 長野県下伊那郡根羽村
- ・ 特徴 : 大きな吹き抜けや越屋根を設けることで、吹き抜けからの光が、木の格子を通して部屋に差し込むように工夫されており、柔らかな自然光と木の格子のコラボレーションで明るく快適な住環境が実現されている。また、準耐火建築物であるが、「燃えしろ設計」とすることで、木材を現しにし、安全性にも配慮した、木の温かみを感じる建築物となっている。



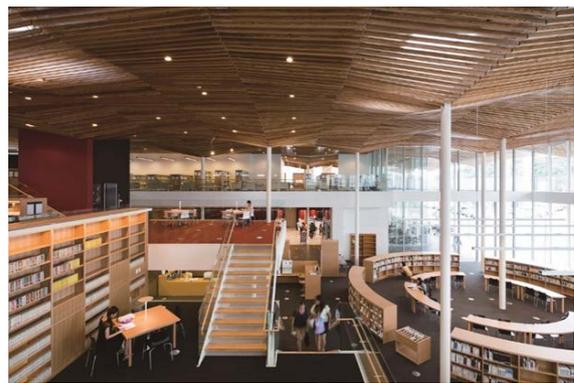
○ 五條市 ^{こうずけ}上野 公園総合体育館（シダーアリーナ）（木材利用推進中央協議会会長賞）

- ・ 施主 : 奈良県五條市
- ・ 特徴 : 「地材地匠」を基本コンセプトとして、地域産のスギ材の中断面集成材を用いた木質ハイブリッドトラス架構（中断面構造用集成材木造トラスユニットに軽量鉄骨ブレースを配し中央と四隅にキール鉄骨を組み合わせた構造）により、50mスパンのアリーナ屋根を造り上げている。



○ 福岡女子大学 図書館棟（木材利用推進中央協議会会長賞）

- ・ 施主 : 福岡県（福岡県福岡市）
- ・ 特徴 : 県産のスギルーバーで覆われた天井と木製の書架・テーブル家具などをふんだんに配置して、木質素材に囲まれた温かみのある空間を創出し、スギルーバーを通して、トップライトやハイサイドライトから光が漏れることで、木漏れ日の落ちる林の中に居るような空間を作り出している。



民間事業者による公共建築物等の木造化に取り組む新たな事例

(平成 29 年度優良木造施設コンクール (木材利用推進中央協議会主催) の受賞施設から)

○ 羽黒高等学校 新校舎棟 (林野庁長官賞)

- ・ 施主 : 学校法人羽黒学園 (山形県鶴岡市)
- ・ 特徴 : RC造の階段やトイレ等の耐火構造物を挟むことにより国内初の木造3階建て校舎を実現した。また、CLT部材を1階カフェテリア天井と2階床の兼用として使用している。先輩達が植えて育てた学校林のスギやカラマツを使用することで、「木育」の観点からも意義のある建築物である。



○ 池上線 戸越銀座駅 (林野庁長官賞)

- ・ 施主 : 東京急行電鉄 (株) (東京都品川区)
- ・ 特徴 : 『木になるリニューアル』と銘打って、使用木材の原木見学ツアーや駅構内で使用する木製ベンチを製作するワークショップを開催し、駅舎建築工事と地域住民、木を繋ぐ工夫を重ね、新しい形の駅舎づくりを実現している。集成材パネルは、軽量かつシンプルな形状とし、限られた施工ヤードで、可能な限り人力で搬入・建方を実施した。



○ 特別養護老人ホーム すみた荘 (木材利用推進中央協議会会長賞)

- ・ 施主 : 社会福祉法人鳴瀬会 (岩手県気仙郡住田町)
- ・ 特徴 : 構造部材として地元産のスギ材をふんだんに使用し、地域交流ホール等には「RH 構法」を採用することで、大空間を実現している。給湯や暖房用にチップボイラーを導入し、熱エネルギーの地産地消にも貢献している。

